

事務所だより H23年11月号

今月も宜しくお願ひ致します。

安藤社会保険労務士事務所

ご挨拶

こんにちは。11月に入り今年も残すところわずか2カ月となりましたが、このところ暑い日が続いているせいもあり年末という感じがあまりしません。弊所では、これから年末調整業務が本格的に始まるため今年最後の繁忙期に突入します。今年の年末調整では、昨年と比較して年齢16歳未満の年少扶養親族控除が廃止された点が大きく相違しています。年末調整及び給与関係で不明点等があれば弊所までお問い合わせ下さい。それでは今月もどうぞよろしくお願い致します。

安藤

出産・育児にまつわる諸手続きについて

出産・育児にまつわる社会保険・雇用保険の手続きはたくさんあります。届出を忘れてたり期限を守らなかったりすると受給が遅れたり受給出来なかったりするものもあります。

では、どのような手続きがあるのでしょうか？時系列で挙げてみました。

申請（届出）書類	手続き時期
1. 出産育児一時金申請書	出産後
2. 出産手当金請求書	産後休業終了後
3. 育児休業等取得者申出書	育児休業開始時
4. 育児休業給付受給資格確認票・休業開始時賃金月額証明書	育児休業開始後
5. 育児休業基本給付金支給申請書	育児休業開始後（2カ月に1回）
6. 育児休業等取得者終了届	予定前に育児休業を終了した時
7. 育児休業等終了時報酬月額変更届	育児休業終了の3ヵ月後
8. 養育期間標準報酬月額特例申出書	育児休業終了の3ヵ月後

1. 出産育児一時金申請書

申請先は協会けんぽ又は健康保険組合です。妊娠4カ月以上（妊娠85日以上）で出産した被保険者または被扶養者を対象に支給されます。支給金額は、一児につき420,000円（産科医療

補償制度対象分娩でない場合は390,000円）です。近年はほとんどの病院が出産一時金を本人ではなく直接病院に振り込まれる「直接支払制度」を導入しています。

2. 出産手当金請求書

請求先は協会けんぽ又は健康保険組合です。健康保険の被保険者が出産の為に労務に服さず会社からの報酬がなかった場合もしくは報酬があっても出産手当金よりも少ない場合に生活費を保障するものとして支給されます。給付金額は1日につき標準報酬日額の約3分の2です。

3. 育児休業等取得者申出書

申出先は協会けんぽ又は健康保険組合と年金事務所です。この届出により育児休業中の社会保険料が免除されます。ちなみに産前産後休業中の社会保険料は免除されません。

4. 育児休業給付受給資格確認票・休業開始時賃金月額証明書

5. 育児休業給付金支給申請書

4・5ともに申請先はハローワークです。雇用保険の被保険者が1歳（一定の場合1歳6カ月）未満の子のために育児休業を取得し、賃金が一定の水準より低下した場合に支給されます。2カ月に1回の申請が必要です。

6. 育児休業等取得者終了届

届出先は協会けんぽ又は健康保険組合と年金事務所です。当初の予定日より前に育児休業を終了する場合に届出ます。当初の予定日通りのときは届出の必要はありません。

7. 育児休業等終了時報酬月額変更届

届出先は協会けんぽ又は健康保険組合と年金事務所です。3歳未満の子を養育している人で、職場復帰後、短時間勤務などで報酬が少なくなった場合に**本人の申し出により**適用されます。育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヵ月間の賃金の平均によって標準報酬月額の改定を行うものです。

安藤社会保険労務士事務所

8. 養育期間標準報酬月額特例申出書

申出先は年金事務所です。3歳未満の子を養育する被保険者が職場復帰後に短時間勤務や残業減などで報酬が少なくなり、7.の育児休業等終了時報酬月額変更届で標準報酬月額が下がるとき、保険料は健康保険も厚生年金保険も下がりますが、将来における厚生年金保険の受給額の算定には出産前の標準報酬月額が反映されるという優遇措置です。ご不明な点はどうぞお問い合わせ下さい。 草場

労働安全衛生法の改正案

厚生労働省では、今秋開催する臨時国会に労働安全衛生法改正案を提出する予定です。主な改正内容は、以下の2点です。

1. メンタルヘルス対策の充実・強化

医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことが事業主に義務づけられます。

検査結果を通知された労働者が面接指導を申し出たときは、医師による面接指導を実施しなければならず、面接指導の申出をしたことを理由に不利益な取扱いをすることはできません。

面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置をとらなければなりません。

2. 受動喫煙防止対策の充実・強化

受動喫煙防止のため、職場の全面禁煙、空間分煙が義務づけられます。

ただし、飲食店や全面禁止等の措置が困難な職場では、当面の間は受動喫煙の程度を抑えるため一定の濃度又は換気の基準を守ることが義務づけられます。

受動喫煙防止対策が義務に

国際的な動向を踏まえた対策強化および労働者の健康障害防止の観点から、今までは全面禁煙や空間分煙を「快適職場形成に向けた努力義務」としていたものを改め、一般事務所や工場において「受動喫煙防止対策は義務」となります。ただし罰則は付されず、当面は国による指

導が中心になるようです。

受動喫煙防止対策に助成金

喫煙ができることをサービスに含めて提供している飲食店や旅館、ホテル等のサービス施設を対象に、この10月から、一定の要件を満たす喫煙室の設置や、喫煙室以外で受動喫煙を防止するための換気設備の設置等に必要な経費について助成する「受動喫煙防止対策助成金制度」が創設されています。

受動喫煙防止対策助成金	
対 象	旅館業、料理店または飲食業を営する中小事業主(資本金と常用労働者数に要件があります)
助成対象	喫煙室の設置または喫煙室以外の換気設備の設置(要件があり、工事着工前に都道府県労働局長による計画の認定を受けることが必要です)
助 成 額	費用の4分の1(上限200万円)

その他の支援事業

上記助成金以外の支援事業として、以下の2つの事業も10月から開始されています。なお、こちらは利用する事業場の業種に制限はありません。

1. 受動喫煙防止対策に係る相談支援業務
事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を受け付けます(相談料は無料)。必要に応じ、実地指導も行います。
相談ダイヤル TEL: 03-3213-1012 事業受託者: 東京海上日動リスクコンサルティング(株) (H23年度)

2. 職場内環境測定支援業務
受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。
申込受付 TEL: 03-5625-4296 FAX: 03-5600-4907 事業受託者: 柴田科学(株) (H23年度)

平山